

コーポレート・ガバナンス

2012年6月25日に東京証券取引所に提出した「コーポレートガバナンス報告書」を基に記載しています。

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方およびその他の基本情報

1. 基本的な考え方

富士通グループは、企業理念、企業指針、行動指針、行動規範からなる「FUJITSU Way」を定め、「FUJITSU Way」の共有と実践により、富士通グループの持続的な成長と発展を通じた企業価値の持続的な向上を目指しております。

富士通グループの企業価値の持続的向上を実現するためには、経営の効率性を追求すると共に、事業活動より生じるリスクをコントロールすることが必要であり、そのためにはコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本的な考え方のもと、当社の取締役会において「内部統制体制の整備に関する基本方針」を定め、継続的に施策を実施しております。

また、当社では、経営の監督機能と執行機能の分離によって意思決定の迅速化を図ると共に、経営責任を明確にすることに努めております。監督と執行の2つの機能間での緊張感を高めると共に、社外役員を積極的に任用することにより、経営の透明性、効率性を一層向上させてまいります。

グループ会社につきましては、富士通グループとしての全体最適を追求するため、グループ全体の価値創出プロセスにおけるそれぞれの役割・位置づけを明確にし、富士通グループの企業価値の持続的向上を目指したグループ運営を行ってまいります。

2. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

3. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社の連結子会社および持分法適用関連会社のうち、以下の会社は国内の金融商品取引所に上場しております。

〈連結子会社〉

富士通フロンテック(株)、(株)富士通ビー・エス・シー、ニフティ(株)、新光電気工業(株)、FDK(株)、富士通コンポーネント(株)

〈持分法適用関連会社〉

(株)富士通ゼネラル

上場会社につきましては、各社の自主性を尊重しておりますが、「富士通」または「Fujitsu」を商号または商標に用いる場合には、事前に当社の承認を得ることとしております。また、役員の選出、報酬の決定は各社が行いますが、候補者や金額について事前に報告を受けることがあります。予算の策定や修正、決算状況につきましては、当社の連結決算に影響を与えることから、合理的な範囲で報告を受けることがあります。

II 経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織 その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
【取締役関係】	
定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係*1								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
伊藤 晴夫	他の会社の出身者			○	○				○	○
石倉 洋子	学者				○				○	
沖本 隆史	他の会社の出身者				○				○	
谷内 正太郎	その他				○				○	

*1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b 他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由 (独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
伊藤 晴夫	○	富士電機株式会社相談役 伊藤晴夫氏は、当社の主要株主である富士電機株式会社の元代表取締役であり、現在は、同社の相談役です。なお、当社は富士電機株式会社の発行済株式総数の9.96%を保有しており、当社の元代表取締役が同社の取締役に就任しておりますが、同人及び伊藤晴夫氏は、それぞれ特に経営者としての資質に着目して就任の要請を受けたものであり、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。また、当社と同社の間には営業取引関係がありますが、その取引の規模、性質に照らして、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	長年にわたる企業経営の実績と当社事業内容についての深い見識を有しているため。 なお、富士電機グループ全体において、退職給付信託を含め、当社の発行済株式総数の11.20%を保有しておりますが、同氏はすでに同社の代表取締役及び取締役を退任されており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、当社は、当社が国内に株式を上場している金融商品取引所に、同氏を独立役員として届け出ております。
石倉 洋子	○	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授	グローバルな視点での経営戦略および競争におけるイノベーション戦略の見識を有しているため。 なお、石倉洋子氏は、当社の主要株主や主要な取引先の業務執行者等であった経歴がないなど独立性を有しており、当社は、当社が国内に株式を上場している金融商品取引所に、同氏を独立役員として届け出ております。
沖本 隆史	○	清和綜合建物株式会社会長 沖本隆史氏は、当社グループの主要な借入先(4位)である株式会社みずほコーポレート銀行の元代表取締役ですが、当社の同行からの借入金は僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるおそれはないと判断しております。また、同氏は、株式会社オリエントコーポレーションの元代表取締役でもあります。当社と同社の間には営業取引関係がありますが、その取引の規模、性質に照らして、同氏の独立性に影響を与えるおそれはないと判断しております。	長年にわたる企業経営の実績を有しているため。 なお、当社の株式会社みずほコーポレート銀行からの借入金は僅少であること、同氏が同行の代表取締役を退任してから当社の取締役に就任されるまで4年が経過していることから、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、当社は当社が国内に株式を上場している金融商品取引所に、同氏を独立役員として届け出ております。
谷内 正太郎	○	—	外務省で長年外交政策に携わった経験に基づき、グローバルな視点からの政治、経済に対する深い見識を有しているため。 なお、谷内正太郎氏は、当社の主要株主や主要な取引先の業務執行者等であった経歴がないなど独立性を有しており、当社は、当社が国内に株式を上場している金融商品取引所に、同氏を独立役員として届け出ております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人である新日本有限責任監査法人は、監査役会に対し、監査計画および監査結果を報告しております。また、必要に応じて意見交換等も行っており、連携して監査を行っております。

内部監査組織としては経営監査室(人員数：64名)を設置しております。経営監査室は、グループ各社の内部監査組織と連携して、富士通グループ全体に関する内部監査を実施しております。内部監査の監査計画、監査結果については、グループ会社に関する事項を含め、常勤監査役に対しては原則として月次で報告を行い、監査役会および会計監査人に対しては定期的(原則として四半期に一度)に報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係*1								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
山室 恵	弁護士				○				○	
三谷 紘	弁護士				○				○	
天野 吉和	他の会社の出身者								○	

*1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由 (独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
山室 恵	○	日本大学大学院法務研究科教授	法曹界における長年の経験があり、会社法を始めとする企業法務に精通しているため。 なお、山室恵氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がないなど独立性を有しており、当社は、当社が国内に株式を上場している金融商品取引所に、同氏を独立役員として届け出ております。
三谷 紘	○	TMI総合法律事務所顧問	検事、公正取引委員会の委員等を歴任され、法律のみならず、経済・社会等、企業経営を取り巻く事象に深い見識を有しているため。 なお、三谷紘氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がないなど独立性を有しており、当社は、当社が国内に株式を上場している金融商品取引所に、同氏を独立役員として届け出ております。
天野 吉和	○	天野吉和氏は、トヨタ自動車株式会社の元常務役員です。同社と当社の間には、営業取引関係がありますが、その取引の規模、性質に照らして、同氏の独立性に影響を与えるおそれはないと判断しております。	長年にわたるグローバル企業での経営の実績と経営監督の実績を有しているため。 なお、天野吉和氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がないなど独立性を有しており、当社は、当社が国内に株式を上場している金融商品取引所に、同氏を独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当社は、役員報酬を、役職および職責に応じ、月額で定額を支給する「基本報酬」と、株主価値との連動を重視した、長期インセンティブとしての「株式取得型報酬」、短期業績に連動する報酬としての「賞与」から構成する体系としております。なお、2007年6月22日開催の第107回定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者	—
-----------------	---

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上の役員に限定して個別開示しております。

2011年度における該当者の報酬等の総額および種類別の総額は以下のとおりです。

・間塚道義(代表取締役会長)

提出会社	113百万円(基本報酬84百万円、株式取得型報酬8百万円、賞与20百万円)
連結子会社	—
合計	113百万円(基本報酬84百万円、株式取得型報酬8百万円、賞与20百万円)

・山本正巳(代表取締役社長)

提出会社	113百万円(基本報酬84百万円、株式取得型報酬8百万円、賞与20百万円)
連結子会社	—
合計	113百万円(基本報酬84百万円、株式取得型報酬8百万円、賞与20百万円)

(※)上記賞与の額は2012年6月25日開催の第112回定時株主総会における決議に基づいて支給される役員賞与です。

(※)間塚道義(代表取締役会長)は、2012年6月25日開催の第112回定時株主総会をもって、取締役会長になっております。

なお、2011年度における取締役および監査役に対する報酬等の総額および種類別の総額は以下のとおりです。

・取締役	11名	522百万円(基本報酬409百万円、株式取得型報酬34百万円、賞与78百万円)
うち社外取締役	4名	43百万円(基本報酬43百万円)
・監査役	6名	131百万円(基本報酬131百万円)
うち社外監査役	4名	55百万円(基本報酬55百万円)

(※1)上記には、2011年度に退任した取締役および監査役を含んでおります。

(※2)取締役(社外取締役を含む)の報酬額は、2006年6月23日開催の第106回定時株主総会において、年額6億円以内、監査役(社外監査役を含む)の報酬額は2011年6月23日開催の第111回定時株主総会において年額1億5,000万円以内と決議いただいております。当社は、この報酬額の中で、上記の表の報酬を支給しております。

(※3)上記賞与の額は、2012年6月25日開催の第112回定時株主総会における決議に基づいて支給される役員賞与です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【役員報酬支給方針】

グローバルICT企業である富士通グループの経営を担う優秀な人材を確保するため、また、業績や株主価値との連動性をさらに高め、透明性の高い報酬制度とするため、以下のとおり役員報酬支給方針を定める。

役員報酬を、役職および職責に応じ、月額で定額を支給する「基本報酬」と、株主価値との連動を重視した、長期インセンティブとしての「株式取得型報酬」、短期業績に連動する報酬としての「賞与」から構成する体系とする。

〈基本報酬〉

「基本報酬」は、全ての取締役および監査役に対して、経営監督を担う職責、および業務執行を担う職責に対する対価として、役職および職責に応じて支給する。

〈株式取得型報酬〉

・「株式取得型報酬」は、業務執行を担う職責のある取締役を支給対象とし、長期インセンティブとして、中長期的取り組みを定性評価し、支給額を決定する。

・「株式取得型報酬」は、自社株式取得のための報酬を支給し、自社株式は役員持株会を通じて取得する。なお、取得株式については在任期間中は保有するものとする。

〈賞与〉

・「賞与」は、業務執行を担う職責のある取締役を支給対象とし、短期インセンティブとして、1事業年度の業績を反映し、支給額を決定する。

・「賞与」の具体的な算出方法として、連結営業利益および連結純利益を指標とした「プロフィットシェアリング型」を導入する。ただし、単独決算において当期純利益がマイナスの場合は支給しない。

なお、「基本報酬」、「株式取得型報酬」、「賞与」の合計額は、株主総会の決議により、取締役は年額6億円以内、監査役は年額1億5,000万円以内とする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、社外取締役および社外監査役をサポートする体制として、秘書室内に社外取締役および社外監査役担当者を設置しております。また、法務本部(取締役会事務局)および監査役室(監査役会事務局)においても社外取締役および社外監査役のサポートを担当しております。担当内容としては、社外取締役又は社外監査役の求めにより、監督又は監査に必要な社内又はグループ全体の情報の提

供および説明を実施しております。なお、情報の内容によっては、サポート担当部門だけではなく、しかるべき部署の担当者が説明しております。また、取締役会の議案内容等の資料を取締役会メンバー（取締役および監査役）全員が共有し、開催前に内容をより深く把握することを目的として、取締役会参加メンバーが資料等を閲覧および意見交換をすることができる専用のホームページを開設しております。

以上により、社外取締役又は社外監査役が内部監査、監査役監査および会計監査と相互連携し、富士通グループ全体の業務執行状況の監督又は監査を行うことができるよう間接的にサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

＜現状の体制の概要＞

当社は、経営の監督機関として取締役会を設置しております。取締役会は、執行機関である代表取締役社長および経営会議の経営監督を行います。また、取締役会は、社外取締役を積極的に任用することにより、監督機能を強化しています。執行機関のうち経営会議は、経営に関する基本方針、戦略を討議し決定するとともに、経営執行に関する重要事項を決定いたします。なお、経営会議に付議された事項は、その討議の概要も含め取締役会に報告され、そのうち重要な事項については、取締役会にて決定いたします。経営会議は、原則として月3回開催いたしますが、必要がある場合には随時開催いたします。

また、当社は、監査機能として監査役（会）を設置しております。監査役は、取締役会および経営会議などの経営執行における重要な会議に出席し、取締役会および執行機能の監査を行います。監査役による監査を支える監査役室には、監査の独立性と実効性を確保するため、監査役との事前協議を経て、監査役の求める適切な人材を、原則として専任で配置しております。

なお、取締役会は、社内取締役8名、社外取締役4名の合計12名で、監査役会は社内監査役2名、社外監査役3名の合計5名で構成されております。また、取締役の経営責任をより明確化するため、2006年6月23日開催の株主総会決議により、取締役の任期を2年から1年に短縮いたしました。

また、内部監査組織としては経営監査室（人員数：64名）を設置しております。経営監査室は、グループ各社の内部監査組織と連携して、富士通グループ全体に関する内部監査を実施しております。内部監査の監査計画、監査結果については、グループ会社に関する事項を含め、常勤監査役に対しては原則として月次で報告を行い、監査役会および会計監査人に対しては定期的（原則として四半期に一度）に報告を行っております。

経営監査室は、公認内部監査人（CIA）、公認情報システム監査人（CISA）、公認不正検査士（CFE）などの資格を有する者など、内部監査に関する専門的な知見を有する従業員を相当数配置しております。

会計監査人である新日本有限責任監査法人は、監査役会に対し、監査計画および監査結果を報告しております。また、必要に応じて意見交換等も行っており、連携して監査を行っております。なお、当社の会計監査業務を実施した新日本有限責任監査法人所属の公認会計士は古川康信、持永勇一、紙谷孝雄、齋田毅の4名です。また、監査補助者として新日本有限責任監査法人所属の公認会計士34名、会計士補等31名、その他33名が監査業務に従事しております。

富士通グループにおいては、「FUJITSU Way」や財務報告に係る内部統制を推進する組織であるFUJITSU Way推進委員会が中心となって、富士通グループの内部統制の整備および評価を推進しております。FUJITSU Way推進委員会は、会計監査人および監査役による内部統制の監査に際し、定例会などを実施し、必要な情報の提供や説明を行っております。また、経営監査室が実施する内部監査に際しても、必要な情報の提供や説明を行っております。

当社は取締役の選任プロセスおよび役員報酬の決定プロセスの透明性・客観性並びに役員報酬体系・水準の妥当性を確保するため、取締役会の諮問機関として、指名委員会、報酬委員会を設置しております。指名委員会は、当社の置かれた環境と今後の変化をふまえ、経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れ、人格面において秀でた者を、取締役候補者（原案）として答申することとしております。また、報酬委員会は、優秀な人材を確保することおよび業績向上に対する有効なインセンティブとして機能させることを念頭に、事業内容、事業規模等の類似する会社の報酬水準を勘案し、定額報酬の水準と業績連動報酬の算定方法を取締役会に答申することとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が現在の体制を採用しているのは、株主総会で選任された取締役が経営の重要事項の決定に関与することによって経営責任を明確にし、また、(1)取締役による相互監視と、(2)監査役による監査の二つによって、経営の「健全性」と「効率性」を共に堅持するためです。委員会等設置会社が制度化された当時、当社では従来から監査役による監査が十分機能してきたものと考え、これまで監査役設置会社制度を継続してまいりました。

現在も、経営から独立した監査役の客観的な監査が有効に機能していること、社外取締役を積極的に任用していること、ならびに指名委員会、報酬委員会および内部監査組織を設置していることにより、経営の「健全性」を確保していると考えております。

また、一層の「効率性」を目指して、執行役員制度を採用し、経営会議を設置することにより、監督と執行の分離を行い、迅速な意思決定および業務執行の遂行を実現していると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権を行使するための十分な検討期間を確保する観点から、招集通知は株主総会開催日の概ね3週間前に発送するよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご出席いただくため、2001年6月開催の定時株主総会より、株主総会の開催日につき、いわゆる「集中日」を避けて開催いたしております。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会にご出席いただけない方々の議決権行使促進および利便性向上の観点から、2002年6月開催の定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を受けつけており、また、2006年6月開催の定時株主総会より、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取り組み	株式会社ICJが運用する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加し、機関投資家の議決権行使環境の向上を図っております。
招集通知(要約)の英文での提供	より多くの株主様に株主総会の議案内容をご理解いただくため、招集通知の英訳(和文の招集通知、事業報告に相当する内容)を作成し、外国人株主の皆様へ送付しております。また、発送と同日に当社IRサイト(ホームページ)にて内容を公開しており、迅速、正確かつ公平な情報開示に努めております。
その他	株主総会における議決権の行使結果を明確にするため、決議通知に加え、2010年6月開催の定時株主総会より、賛否の票数を含めた議決権行使の結果を当社ホームページにて公開しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は以下のディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページにて公開しております。 【ディスクロージャーポリシー】 当社グループは、企業理念、企業指針、行動指針、行動規範からなる「FUJITSU Way」を定め、「FUJITSU Way」の共有と実践により、当社グループの持続的な成長と発展を通じた企業価値の持続的な向上を目指しております。当社は、このような企業価値向上の取り組みとその成果について株主や投資家等のステークホルダーの皆様がご理解いただけるよう、適時・適正に事業活動の状況や財務情報等を開示し、経営の透明性を高めることをディスクロージャーの基本姿勢としております。 〈基本方針〉 当社は、金融商品取引法等の法令及び上場している証券取引所の定める規則に従い、公平性・継続性を重視した情報開示を行います。また、法令、規則により開示を要求されていない情報であっても、株主や投資家等のステークホルダーの皆様の当社に対する理解を深めていただくために有効であると当社が判断したものに關しては、積極的に情報開示を行っていく方針であります。 〈情報開示方法〉 法令、規則により開示が要求されている情報については、それぞれ定められた方法(TDnet、EDINET等)で情報開示を行います。なお、開示後、開示資料については、必要に応じて、当社ホームページにも掲載いたします。また、法令、規則により開示が要求されていない情報については、情報の内容に応じて、当社が適切であると判断する方法(プレスリリース、当社ホームページへの掲載、説明会の実施等)にて、適宜、情報開示を行います。 〈将来の見通しについて〉 当社の開示する情報のうち将来に関する事項については、発表時点で入手可能なデータにより記載しておりますが、様々な外的・内的な環境変化により、これらの見通しとは異なる結果になることがあります。当社としては、将来見通しの精度を高めるための努力をするとともに、見通しの変化が生じる場合には適宜、情報開示を行います。 〈沈黙期間〉 当社では、決算関連情報がその発表前に漏洩することを防ぐため、各四半期および通期の終了日翌日から決算発表予定日までを沈黙期間とし、業績に関する問い合わせへの対応を控えさせていただきます。ただし、沈黙期間中に業績数値が会社予想から大きく乖離する可能性が出てきた場合には、適宜、情報開示を行います。	

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会は現在開催しておりませんが、IRサイトにおいて個人投資家向け専用サイトを設けております。また、IRサイトにはお問い合わせフォームを設置するなどして、個人投資家の皆様とのリレーション向上に努めております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	社長による経営方針説明会、社長およびCFOによる決算説明会、各事業責任者による事業戦略説明会を定期的に開催しております。また、社長、CFO、各事業責任者クラスによる説明会では、必ずマスコミ向けの説明会も開催し、報道を通じて個人投資家の皆様にも情報が伝わるよう配慮をいたしております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	CFOが定期的に海外の機関投資家訪問を行っております。また、欧米にIR担当者を駐在させ、決算時に関わらず常に投資家とのリレーションを持っております。なお、日本国内で開催したIRミーティングのプレゼンテーション資料、Q&Aを英文化してIR英語サイトにも掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書(和文)、事業報告(和英)、決算短信(和英)、アニュアルレポート(和英)、IRミーティング・プレゼンテーション資料(和英)、富士通グループ社会・環境報告書(和英)、株主総会招集通知(和英)等の各種IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員としてはCFOがその任にあたり、IR担当部署としては広報IR室を設置しております。	
その他	上記のほか、機関投資家、証券アナリスト向け説明会の資料をIRサイトに掲載すると共に、音声を中心にストーリーミングで配信しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

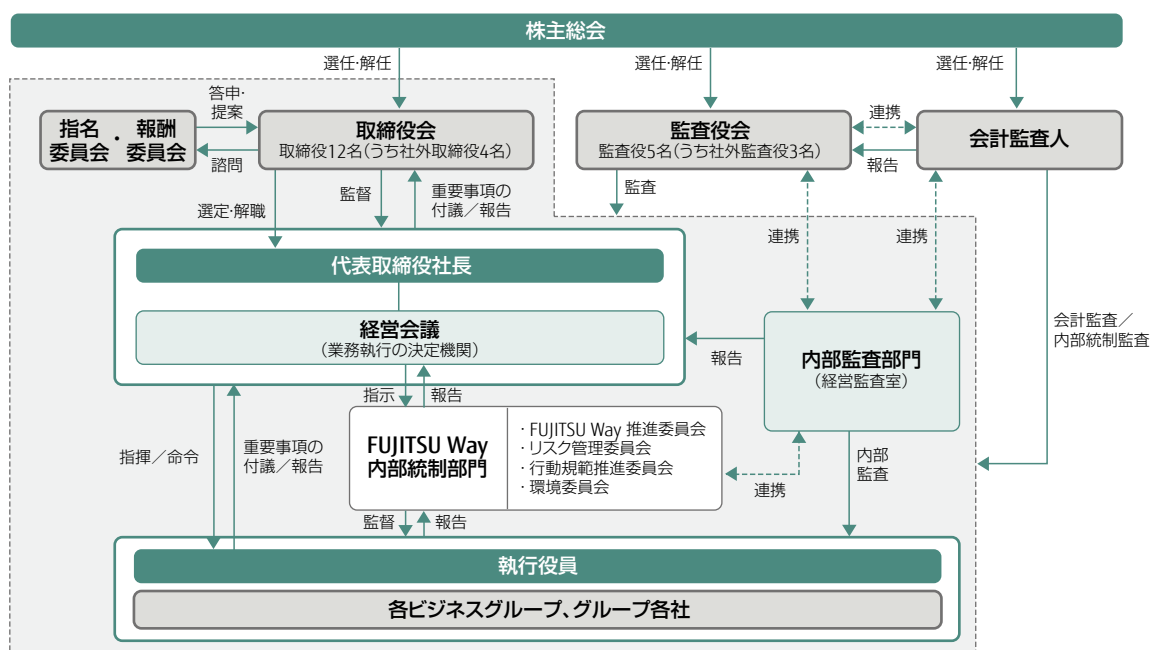
	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの理念・指針である「FUJITSU Way」では、豊かで夢のある未来を世界中の人々に提供することを企業理念としており、お客様、株主・投資家、お取引先、社員など、あらゆるステークホルダーの期待に応えることを企業指針として定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境活動については、「FUJITSU Way」の企業指針に「社会・環境～社会に貢献し地球環境を守ります～」を掲げており、従来より積極的な活動を継続しております。現在は2010年度から2012年度までを期間とする「第6期富士通グループ環境行動計画」に基づく活動を推進中です。2006年3月には、環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001において、海外連結子会社まで拡大したグローバル統合認証を取得いたしました。 CSR活動においては、「FUJITSU Way」の実践として、社内各部門において前項のステークホルダーからの期待と信頼に応えるための諸活動(「FUJITSU Way」の浸透と徹底、お客様起点経営の推進等)を実施しております。これらの活動の詳細については、毎年、「富士通グループ社会・環境報告書」を発行し、公開しております。 富士通グループは、2009年12月に、国連が提唱するグローバル・コンパクトに参加し、グローバルな観点からCSR活動を強化していくことを表明しています。また、2010年には、ISO26000(社会的責任の国際規格)が発行され、日本経団連の企業行動憲章が改訂されるなど、企業として長期的な視野でCSRに取り組むことがますます重要となってきています。 このような状況下において、2010年12月、富士通グループはCSR基本方針を制定し、優先的に取り組むべき5つの重要課題(*)を設定しました。経営と一体となったCSR活動を推進することで、地球と社会の持続可能性な発展に貢献してまいります。 (*) http://jp.fujitsu.com/about/csr/philosophy/policies/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示に関する基本方針としては、株主や投資家、証券アナリストへの適時・適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹を成すとの認識に立って、金融商品取引法や上場している金融商品取引所の適時開示規則に則って情報を開示しております。また、規則に該当しない場合や会社にとって不利な情報であっても、投資判断に係わると判断した情報については、迅速、正確かつ公平な開示に努めることを基本方針としております。さらに、お客様、地域社会等のステークホルダーの立場を尊重する上で、情報提供が必要と判断した情報についても、会社にとって不利な情報も含め、迅速、正確かつ公平な開示に努めることを基本方針としております。

補足説明

その他

「お客様」にとってかけがえのないパートナーとなることを目指す「お客様起点経営」を推進しております。社員一人ひとりが「お客様起点」で考え、日々の業務の中で実践していくために、従来より推進している「経営品質向上活動」を社内各部門により一層徹底し、「お客様起点」での改善を継続的に行える組織体質づくりに取り組んでおります。具体的な活動の一つとして、富士通お客様総合センターや富士通コンタクトラインに寄せられるご意見やご指摘の中で、個別の案件ではなく、制度や体制に関わる本質的な問題については、富士通グループで共有すべきものとして、富士通グループの経営者が集まる定例会の場で具体的な内容とそれに対する改善事例を情報共有しています。これにより、「お客様の声」に対する意識を高め、積極的な改善活動を実施しております。

IV 内部統制システムに関する事項



1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムの基本的な考え方】

当社は、取締役会において、以下のとおり内部統制体制の整備に関する基本方針につき決議しております（2006年5月25日決議、2008年4月28日改定）。

1. 目的

富士通グループは、「常に変革に挑戦し続け、快適で安心できるネットワーク社会づくりに貢献し、豊かで夢のある未来を世界中の人々に提供すること」を企業理念とすることを、富士通グループの行動の原理原則である「FUJITSU Way」において宣言しております。この「FUJITSU Way」の実践を通じて、グループとしてのベクトルを合わせることで、さらなる企業価値の向上と社会への貢献を目指しております。

また、富士通グループの企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求すると共に、事業活動より生ずるリスクをコントロールすることが必要であり、このためのコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本認識のもと、引き続き以下に掲げる諸施策の継続的な実施を推進してまいります。

2. 当社および富士通グループの業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、経営の監督機能と執行機能を分離し、取締役会は、経営会議等の執行機能の監督および重要事項の意思決定を行う。執行機関のうち、経営会議は、経営に関する基本方針、戦略を討議し決定すると共に経営執行に関する重要事項について決定する。経営会議に付議された事項は、その討議の概要も含め取締役会に報告し、そのうち重要な事項については取締役会において決定する。

- ②当社は経営の監督機能を強化するため、社外取締役・社外監査役を積極的に任用する。
- ③取締役会は、職務執行に係わる取締役、執行役員、常務理事(以下「経営者」という。)およびその他の職務執行組織の職務権限を明確化し、おのおのの職務分掌に従い職務の執行を行わせる。
- ④経営者は、「取締役会規則」、「経営会議規程」、「稟議規程」等に基づく適切な意思決定手続のもと、職務の執行を行う。
- ⑤経営者は、経営方針等の周知徹底を行うと共に、経営目標達成のため具体的な達成目標を設定しそれを実現する。
- ⑥経営者は、事業の効率性を追求するために、内部統制体制の継続的な整備と業務プロセスの改革を推進する。
- ⑦取締役会は、経営者およびその他の職務執行組織に毎月の決算報告／業務報告等を行わせることにより、経営目標の達成状況を監視・監督する。

(2) 取締役および社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①経営者は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本理念として「FUJITSU Way」を遵守すると共に、経営者としての倫理に基づいてグループ全体のコンプライアンスの推進に積極的に取り組む。
- ②経営者は、継続的な教育の実施等により、社員に対し「FUJITSU Way」の遵守を徹底させると共に、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- ③経営者は、富士通グループの事業活動に係わる法規制等を明確化すると共に、それらの遵守のために必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を行い、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- ④経営者および社員は、事業活動の遂行に関連して、重大なコンプライアンス違反の恐れのある事実を認識した場合は、直ちに通常の業務ラインを通じてその事実を取締役会および監査役会に通知する。
- ⑤経営者は、通常の業務ラインとは独立した情報伝達ルートによりコンプライアンス問題の早期発見と適切な対応を実施可能とするため、通報者の保護体制等を確保した内部通報制度を設置・運営する。
- ⑥取締役会は、職務の執行者から職務執行状況の報告を定期的に受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①経営者は、富士通グループの事業継続性、企業価値の向上、企業活動の持続的発展を実現することを目標とし、これを阻害する恐れのあるリスクに対処するため、リスクごとに所管部署を定め、適切なリスク管理体制を整備する。
- ②経営者は、富士通グループに損失を与えうるリスクを常に評価・検証し、重要なものについては取締役会に報告する。
- ③経営者は、上記②で認識されたリスクおよび事業遂行上想定されるその他のリスクについて、未然防止対策の策定等リスクコントロールを行い、損失の最小化に向けた活動を行う。
また、リスクの顕在化により発生する損失を最小限にとどめるため、リスク管理委員会等を設置し必要な対策を実施すると共に、顕在化したリスクを定期的に分析し、取締役会等へ報告を行い、同様のリスクの再発防止に向けた活動を行う。
- ④経営者は、上記によって捕捉できないリスク情報の収集のため内部通報制度を設け、通報者の保護体制等を確保の上、これを運用する。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①経営者は、その職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)その他の重要な情報につき、社内規定に基づき、保管責任者を定めた上で適切に保存・管理を行う。
 - ・株主総会議事録およびその関連資料
 - ・取締役会議事録およびその関連資料
 - ・その他の重要な意思決定会議の議事録およびその関連資料
 - ・経営者を決裁者とする決裁書類およびその関連資料
 - ・その他経営者の職務の執行に関する重要な文書
- ②取締役および監査役は、職務の執行状況を確認するため、上記①に定める文書を常時閲覧することができるものとし、各文書の保管責任者は、取締役および監査役からの要請に応じて、いつでも閲覧可能な体制を整備する。

(5) 富士通グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、グループ各社の経営者に対し、富士通グループの企業価値の持続的向上を目的に、「FUJITSU Way」を基本として、上記の(1)から(4)に定めるグループとしての効率的かつ適法・適正な業務遂行体制の整備に関する指導・支援を行う。
- ②当社は、上記①を具体化するため、グループにおける各社の役割、責任と権限、意思決定のあり方等を規定した「富士通グループ運営指針」を始めとするグループ運営に関する共通ルール等を制定する。
- ③当社およびグループ各社の経営者は、定期的な連絡会等を通じて富士通グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題の確認等を行う。

また、富士通グループの監査役は富士通グループ監査役連絡会等を通じて、監査の視点からの富士通グループにおける課題の確認等を行う。

- ④当社およびグループ各社の経営者は、上記③によって抽出された経営目標達成に向けた課題の解決のために必要な施策について、十分な協議を行った上でこれを実施するものとし、必要に応じ、別途定める当社への報告または承認の手続きを得るものとする。
 - ⑤当社の内部監査組織は、グループ各社の内部監査組織と連携して、富士通グループ全体に関する内部監査を実施し、その結果を定期的に当社および当該グループ会社の取締役会および監査役に報告する。
- グループ会社に関する事項のうち重要な事項については、当社の取締役会および監査役会に報告する。

(6) 監査役の監査の適正性を確保するための体制

〈独立性の確保に関する事項〉

- ①当社は監査役の職務を補助すべき社員の組織として監査役室をおき、その社員は監査役の要求する能力・知見を有する適切な人材を配置する。
- ②経営者は、監査役室の社員の独立性を確保するため、その社員の任命・異動および報酬等人事に関する事項については監査役と事前協議の上決定する。
- ③経営者は、監査役室の社員を原則その他の組織と兼務させないものとする。ただし、監査役の要請により特別の専門知識を有する社員を兼務させる必要が生じた場合は、上記②による独立性の確保に配慮する。

〈報告体制に関する事項〉

- ①当社およびグループ各社の経営者は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。
- ②当社およびグループ各社の経営者ならびに社員は、経営・業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または事業活動の遂行に関連して重大なコンプライアンス違反となる事実を認識した場合、直ちに監査役に報告を行う。
- ③当社およびグループ各社の経営者ならびに社員は、定期的に監査役に対して職務執行状況を報告する。

〈実効性の確保に関する事項〉

- ①当社およびグループ各社の経営者は、定期的に監査役と情報交換を行う。
- ②内部監査組織は、定期的に監査役に監査結果を報告する。
- ③監査役は、会計監査人に対して会計監査の結果等について随時説明および報告を行わせると共に定期的に情報交換を実施する。

【内部統制システムの整備状況】

当社は、執行担当部門を定め、責任を持って内部統制体制を構築しております。また、諸規定および業務の見直しを通じ、より健全な業務執行体制の整備および運用に向けて継続的に取り組んでまいります。

また、当社グループでは、企業理念、企業指針、行動指針、行動規範を定めた「FUJITSU Way」を、社員の行動の原理原則として位置付けております。

この「FUJITSU Way」の浸透、定着を一層加速させ、業務の適正性を確保するための体制として、経営会議直属の委員会である「FUJITSU Way推進委員会」が中心となって内部統制体制の整備および評価を推進しております。そのほか、経営会議直属の委員会として、「リスク管理委員会」、「行動規範推進委員会」および「環境委員会」の3つの委員会を設置し、事業活動の執行における健全性と効率性を追求しております。

各委員会の機能は以下のとおりです。

・FUJITSU Way推進委員会

「FUJITSU Way」の浸透、定着を図ると共に、金融商品取引法に対応した財務報告の有効性・信頼性に係る内部統制システム構築に向けた全社活動である「プロジェクトEAGLE」を推進することにより、当社グループの内部統制の整備および評価を推進しております。このプロジェクトは専任の推進体制を整え、当社グループ全体で展開しており、財務報告上の統制不備の改善はもとより、グループ全体の業務プロセス改革による業務の効率性も追求しております。

・リスク管理委員会

事業活動に伴うリスクに対し、リスク管理規程およびリスク管理ガイドラインを定め、当社およびグループ会社にはリスク管理推進責任者を配置し、相互に連携を図りながら、潜在リスクの予防、軽減と顕在化したリスクへの対応の両側面から、当社グループ全体のリスクマネジメント体制とプロセスを構築し、その実践と継続的改善を行っております。重要な事項は、経営会議や取締役会に報告し、対応を協議するとともに、原因究明に努め、再発防止策を立案・実行いたします。また、大規模災害等の不測の事態の発生時にも、重要

な事業を継続し、企業としての社会的責任を遂行するとともに、お客様が必要とする高性能、高品質の製品やサービスの安定的な供給を実現するために事業継続マネジメント(BCM)を推進しております。

・行動規範推進委員会

社会規範および社内ルールの浸透の徹底、規範遵守の企業風土の醸成とのための社内体制／仕組みの構築を推進しております。社員からの内部通報・相談の窓口として「ヘルプライン制度」を設け、行動規範遵守の徹底に努めております。

・環境委員会

「富士通グループ環境方針」、「富士通グループ環境行動計画」に基づき、当社グループ全体での環境活動の推進、強化を図っております。

なお、「プロジェクトEAGLE」により財務報告の有効性・信頼性に係る内部統制システムの整備に努めました結果、新日本有限監査法人より2011年度における、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であるとの監査意見を得ております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

当社グループは、「FUJITSU Way」において、法令および社会的に公正と認められるルールを尊重し、遵守することを行動規範として定めております。これに基づき、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としております。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

当社グループは、対応統括部署を定め、グループ会社共通のマニュアルを作成し、顧問弁護士や警察および外部専門機関と連携して情報収集を行うと共に、研修の実施等により、職場における周知徹底を図ることで、必要に応じて迅速な行動をとることのできる体制を整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値を向上させることが、結果として防衛にもつながるという基本的な考え方のもと、企業価値の向上に注力しているところであり、現時点で特別な防衛策は導入いたしておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社は、事業の単位であるビジネスグループ(以下BGという)毎にBGの業務、運営又は業績等に関する情報(決定事実、発生事実及び決算に関する情報)の適時かつ正確な把握に努め、経営情報として経営改善に役立てており、投資者に対して重要かつ必要な情報については、以下の付議及び意思決定体制により適時に開示いたします。

(1) 経営に関する重要事項については、経営会議に付議され決定されます。

経営会議に付議された事項のうちさらに重要な事項は取締役会にて決定されます。

各BGは、決定機関である経営会議・取締役会のコントロールのもと事業を遂行しております。

(2) 各BGは、会社の業務、運営又は業績に関する重要な事項につき、定期的に又は必要に応じて経営会議又は取締役会に報告します。

各BG内においては、自己の部門におけるリスクマネジメントを実行する体制を構築することに努め、情報の集約において自己を統制することによって、発生事実の他リスク情報についても、より適時かつ正確な情報を把握し、報告する体制の充実を図っております。

- (3) 決算、業績修正及び配当等に関する情報は、各BGから提供された財務情報に基づき財務経理本部でとりまとめ取締役会に報告します。

上記により把握された決定事実、発生事実及び決算に関する情報は、投資者に開示するに当たり、法務本部とパブリックリレーションズ本部との連携の下に開示規則に従い、情報の内容の適時性と正確性を確認し、代表取締役社長の最終確認を経た後、適時かつ正確に情報開示を行うこととしております。なお、決算に関する情報ならびに決定事実及び発生事実のうち財務事項に関連するものについては、代表取締役社長の最終確認の前に、CFO（最高財務責任者）による承認を経ております。

2. 適時開示に係る社内体制のチェック機能

- (1) 当社は、適時開示に係る社内体制の充実を図るため、各BGにおけるリスク情報を把握し、報告する体制を構築、維持する組織としてFUJITSU Way推進委員会、リスク管理委員会および行動規範推進委員会を設置することによって、BGにおけるリスクマネジメントを支援、推進しております。

又、会社内の不祥事を事前に把握する仕組みとして「ヘルプライン制度」を行動規範推進委員会に有しており、情報開示を含む不正について防止する方策を講じております。

- (2) 又、当社は、当社の内部統制の状況及び内部の発生事実（リスク情報を含む）を監査する経営監査室を有しております。

経営監査室は、各BGにおけるリスクマネジメント体制の仕組み等に対する監視を継続的に実施し、子会社を含め当社グループ全体の業務、運営又は業績等に関する情報の正確性及び適切さの維持、向上に貢献しております。

